

【資料 4】

令和 5 年 11 月 10 日（金）

第 3 回佐倉市子育て支援推進委員会

児童センター及び学童保育所の指定管理者の指定について（令和6～10年度）

1：現在の状況

- ・児童センター及び学童保育所は、市内を5つの区域に分け、指定管理者による管理運営を行っている。
- ・現在の指定管理者の指定期間が令和5年度末で満了するため、令和6～10年度の期間について指定を行う。

2：令和6年度以降の事業者：これまでと変更無し

地区名	事業者名	対象施設
佐倉地区	株式会社明日葉	佐倉老幼の館 学童保育所 5 施設
臼井・千代田地区	株式会社明日葉	臼井老幼の館 学童保育所 6 施設
根郷・和田・弥富地区	社会福祉法人愛光	南部児童センター 学童保育所 8 施設
志津北部地区	ワイエム総合サービス株式会社	北志津児童センター 学童保育所 8 施設
志津南部地区	テルウェル東日本株式会社	志津児童センター 学童保育所 7 施設